

奈良市立学校不用物品廃棄処理業務委託仕様書

本仕様書は、奈良市（以下「発注者」という。）の管理する奈良市立学校から排出される不用物品を、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）及びその他関係法令に従い、適正かつ誠実に収集運搬し、廃棄処分する業務（以下「処理業務」という。）の委託内容及びその他必要事項を示すとともに、委託業務に係る条件等について定めるものである。

1 業務委託

- (1) 件名 奈良市立学校不用物品廃棄処理業務委託
- (2) 期間 契約締結日から令和8年8月31日（月）まで

2 排出場所

奈良市立学校（別表1のとおり）

3 業務内容

- (1) 受注者は、奈良市立学校から排出される不用物品を廃掃法及びその他関係法令に従い、適正かつ誠実に収集運搬し、廃棄処分する。
- (2) 受注者は、発注者から委託された不用物品の処理業務を他人に委託してはならない。ただし、履行期間中に処理業務を他人に委託する必要がある場合、受注者は、書面による発注者の承認を得て、法令の定める再委託基準に従うことにより、処理業務を再委託することができる。この場合において、受注者は、発注者の要求があったときは、この再委託を受注者の責任において解除しなければならない。
- (3) 受注者は、不用物品の収集・運搬の際、児童・生徒の安全を十分に確保するとともに、学校の施設や敷地などの財産に損害を与えないように留意すること。業務の実施にあたり、従事者の故意又は過失により建物、器具、備品等を破損又は亡失したときは、受注者がその損害を賠償すること。また、従事者の災害及び事故発生に伴う従事者の措置は、受注者が全責任を負うものとし、不用物品の飛散等の防止にも努めること。
- (4) 受注者は、不用物品の収集運搬業務の際に「道路占用許可」「道路使用許可」が必要な場合、受注者で申請すること。業務実施中であっても、他の車両等の通行の妨げになるような駐車等は行わないこと。
- (5) 不用物品の積み込みは受注者が行い、回収するものとする。

- (6) 収集運搬日には収集場所にある指定品目全量を回収し、排出事業所職員の了承なしに積み残しはしないものとする。また、収集にあたっては分別状況を確認し、分別できないごみを発見した場合は、集積所にて選別の上、適正に分別処分を行うこと。
- (7) 受注者は、その他不用物品の処理業務を実施するに当たり発注者側の担当職員の指示に従い、この業務を履行しなければならない。

4 廃棄物の種類

本業務にて取り扱う廃棄物の種類は、原則として「【別紙2】R8大型ごみとして取扱をする分類表」に掲げる通りとする。ただし、仕様書に定めのない廃棄物が発生した場合は、受注者の許可証の範囲内であることを確認の上、発注者と協議して取り扱いを決定するものとする。

5 廃棄物管理票（マニフェスト）

- (1) 発注者及び受注者は上記4の不用物品の収集運搬及び処分につき、産業廃棄物においては廃棄物の種類・数量等を記載した廃棄物管理票（マニフェスト）による業務確認を行う。
- (2) マニフェストは業務委託料に含み、受注者が発注者に必要事項を記載し必要量提供する。
- (3) 本業務に関する排出事業者が電子マニフェストに未加入であるため、報告書については従来どおりとする。また、収集した廃棄物の内で処分方法が異なる場合は、処分方法に応じた数量がわかるように報告すること。

6 責任

受注者は、発注者から委託された不用物品を、その積み込み作業の開始から処分施設における荷降ろし作業が完了するまで、関係法令に基づき適正に管理する責任を負う。この間に発生した事故は、その原因が発注者の責に帰すべき場合を除き、受注者が責任を負うものとする。

7 業務遂行注意事項

作業にあたっては、服装、用具を整え、事故防止に努めるよう注意しなければならない。

8 代金の請求等

処理代金は、発注者の指定する方法により請求すること。（1円未満の端数は切り捨て）

9 許可等

受注者は、廃掃法による一般廃棄物収集運搬業（奈良市の許可）、産業廃棄物収集運搬業（奈良県又は奈良市及び当該廃棄物の搬入所在地の許可）及び産業廃棄物処分業（中間処理）の許可を受けている、または、中間処理業者と業務提携している者であること。

10 特記事項

- (1) 本業務における産業廃棄物税については、委託料に含めるものとし、受注者において申告納付するものとする。
- (2) 受注者は、本業務の処理上知り得た個人情報等の秘密を、他人には漏らしてはならない。本業務完了後も同様とする。
- (3) その他、本件について疑義が生じたものについては、協議により定めることとする。

奈良市教育部教育総務課

住所：〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号（北棟3階）

電話：0742-34-5297

担当：左海、福本

Mail：kyouikusoumu@city.nara.lg.jp